

横浜市キャリア教育プログラム実施要綱

制定 令和5年4月3日総人材第194号

改正 令和8年4月1日行人材第1035号

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市（以下「市」という。）が行う横浜市キャリア教育プログラム（以下「プログラム」という。）の実施に関し必要な事項について定める。

(目的)

第2条 プログラムは、大学生、大学院生及び高等専門学校生（以下「学生」という。）の職業に対する意識を向上させること及び市政に対する理解を深めることを目的とする。

(実施内容)

第3条 プログラムの実施内容は、次のとおりとする。

- (1) 学生に対する市の事業の紹介
- (2) 学生に対する就業体験の提供
- (3) 学生と市の職員との座談会等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために行うもの

2 プログラムに市が受け入れる学生を受入学生という。

(学生の受入手続)

第4条 学生は、プログラムに参加することを希望する場合は、自ら市に対して参加の申込みをするものとする。

- 2 市は、前項の申込みを受け付けた場合は、抽選又は選考により受入学生の候補者（以下、「受入候補者」という。）及び実習を行う所属を決定し、その旨を学生に通知するものとする。
- 3 前項の決定にあたっては、学生の志望動機等が、当該学生が参加するプログラムの実施内容に合致していることを考慮して行う。
- 4 市は、受入候補者のうち、別に定めるプログラムの参加条件を遵守することを確認できた者を受け入れるものとする。
- 5 市は、抽選又は選考の結果、受入不可とすることを決定した場合、その旨を学生に通知するものとする。

(報酬等)

第5条 市は、受入学生に対して、賃金、報酬、手当、旅費その他一切の金品を支給しない。

(受入学生の身分)

第6条 受入学生は、教育機関の学生としての身分を有し、市の職員としての身分を有しない。

(参加プログラムに専念する義務)

第7条 受入学生は、プログラムの参加中は市職員の指示に従い、プログラムに専念しなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第8条 受入学生は、市の職務の信用を傷つけ、又は市の名誉を毀損する行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第9条 受入学生は、当該学生が参加するプログラムで知り得た秘密を漏らしてはならない。当該プログラムの終了後もまた同様とする。

2 受入学生は、前項に反して報告、論文等を作成してはならない。

3 受入学生は、市の書類等を引用して当該学生が参加するプログラムの成果を第三者に対し発表しようとするときは、あらかじめ市の承認を得るものとする。

(参加プログラムにおける事故責任等)

第10条 受入学生は、所属を訪問してプログラムに参加する場合は、事故に備えて傷害保険及び賠償責任保険に加入しなければならない。

2 受入学生が第三者に与えた損害に関しては、市は一切の責任を負わない。

(プログラムへの参加の中止)

第11条 市は、受入学生がこの要綱の規定に違反する行為を行ったときは、当該学生のプログラムへの受け入れを中止することができる。

(プログラムへの参加の証明)

第12条 市は、教育機関から求められた場合は、受入学生がプログラムに参加したこと等について証明するものとする。

(その他別に定める事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、プログラムに関して必要な事項は、行財政局人材戦略部人材開発課が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。